

全員喫食の方、選択制で給食の申込をされる方へ

学校給食費について

中学校給食は、必要な食事摂取基準や栄養バランス、安全面や衛生面にも十分に配慮し、心身の成長著しい時期をサポートするとともに、生涯を通じての健康的な食生活への理解を深め、自己管理能力を養うことを目的としています。

この学校給食を支える学校給食費は、学校給食法第11条と、大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例第3条により、保護者の皆様に負担していただくものです。皆様からいただいた学校給食費は、食材費などに充てられますので、全員喫食の方、又は選択制で給食の申込をされる方は、必ず納付期限までに納めてくださいますようお願いいたします。

(選択制の学校及び学年において給食を食べられる方は、事前に申込が必要です。)

※ 学校給食費のほかにも、教育活動に必要なものとして生徒費や修学旅行積立金などを負担していただきます。

※ 経済的な理由により、納付が困難な場合は、就学援助制度などがありますので、担当教職員にご相談ください。



※ 学校給食費の未納に対しては、文書、電話、家庭訪問等により催告を行い、未納解消に向けた取組みを実施します。こうした取組みにも関わらず、納付されない未納者に対しては、法的措置を講ずる場合があります。

※ 「児童手当」の活用について

「児童手当」は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に寄与することを目的として、児童を養育している父母などに手当を支給する制度です。学校給食費や生徒費等の納付など、有効にお使いください。

大阪市教育委員会